

第二回 国会 鈺 工業 委員 會議 録 第十号

(六五六)

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 伊藤卯四郎君
委員 谷本太郎君 三好 竹男君
有田 二郎君 神田 博君
長尾 達生君 平井 義一君
滑上房太郎君 前田 正男君
今浪 勇君 成田 知巳君
高橋清治郎君 西田 隆男君
藤田 繁男君 豊澤 豊雄君
高倉 定助君

出席政府委員
特許審判局長官 久保敏二郎君
委員外の出席者
参議院議員 小林 英三君
商工事務官 岸 幸夫君
専門調査員 谷崎 明君
専門調査員 保科 治朗君

六月二十五日委員今村長太郎君辭任につき、その補欠として平井義一君が議長の名で委員に選任された。
同日二十八日理事早川雄君、大矢智三君及び今村長太郎君の補欠として谷口武雄君、菊川忠雄君及び三好竹男君が理事に当選した。

六月二十三日
参議院議員の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第一七五号)
同日二十四日
正炭完全買収に関する請願(星島二郎君紹介)(第一五九八号)

第一類第十二号 鈺工業委員会會議録 第十号 昭和二十三年六月二十八日

石炭及び亜炭の緊急増産方策に関する請願(三好竹男君紹介)(第一六〇号)
自動車工業振興に関する請願(生俣住貞太郎君紹介)(第一六四七号)
石油精製業に関する請願(海野三朝君紹介)(第一七六三号)
綜合動力燃料対策の一環として亜炭産業振興に關する請願(山口六郎次君紹介)(第一七八二号)
の審査を本委員会に付託された。
六月二十五日
九州地区における繊維工業の振興に關する請願(九州各縣議會会正副議長会幹事等四縣議會議長相繼ぎ)(第九〇六号)
を本委員会に送付された。

本日(二十五日)の會議に付した事件
理事補欠選任の件
小委員長選任の件
小委員長補欠選任の件
連合審査會開會に關する件
参議院議員の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第一七五号)

〔筆記〕
○伊藤委員長 これより會議を開きます。
議事に入るに先だつて、委員の異動について御報告いたします。去る二十五日、民主自由党の今村長太郎君が委員を辭任せられ、その補欠として同じく民主自由党の平井義一君が議長において委員に指名せられました。以上御報告いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。それでは、燃料工業小委員長として菊川忠雄君、炭料工業小委員長として三好竹男君を指名いたします。

報告いたしておきます。
ではこれより理事補欠選任の件を議題といたします。さきに委員を辭任された早川雄君及び大矢智三君、並びにたけだき御報告いたしました今村長太郎君は理事でありましたから、その補欠として理事三名の補欠選挙を行わねばなりません。これは先例によりまして、選挙の手続を省略した。ただに委員選任において指名することに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。それでは谷口武雄君、菊川忠雄君、三好竹男君を理事に指名いたします。次に小委員長選任の件を議題といたします。委員を辭任せられました早川雄君は、燃料工業小委員長でありましたからその補欠選任をいたさねばなりません。なお先般小委員長を選定いたしました菊川忠雄君に關する小委員長の選任もいたさねばなりません。つきましては右両小委員長の選任は、先例によりまして、ただちに委員長において指定するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。それでは、燃料工業小委員長として菊川忠雄君、炭料工業小委員長として三好竹男君を指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
次に小委員長補欠選任の件を議題といたします。先般、御報告いたしました今村長太郎君は炭料工業小委員長でありましたから、その補欠選任をいたさねばなりません。これは先例に従いまして、ただちに委員長において指名するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。それでは、炭料工業小委員長として三好竹男君を指名いたします。

なりませんが、これも先例に従いまして、ただちに委員長において指名するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて平井義一君を炭料工業小委員長に指名いたします。

○伊藤委員長 ただいまより、内閣提出、参議院送付に係る「参議院議員の一部を改正する法律案」を議題といたします。本案は、去る二十三日、本委員会に付託されたものでありまして、これは、先般、予備審査を行つて、本委員会において予備審査を行つてまいりました政府原案に對して、参議院において修正を加えたものであります。よつて本案審査の取扱ひ方については、さきに政府原案に對しては予備審査の際、すでに政府の説明を聴取いたしておりますから、今回は新たに参議院修正の部分について、参議院側の説明を聴取した後、審査に入りたいと思ひます。つきましては本日特に御出席を願ひました参議院炭料工業委員會理事小林英三君は、参議院炭料工業委員會の代表者として出席せられておりますから、國會法第六十條の規定、すなわち「各議院が提出した議案についてはその委員長(その代理者を含む)又は發議者は、他の議院において提案の理由を説明することが出来る」という規定を準用いたしまして、同君より本案について参議院修正部分の説明を聴取いたしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように取り扱うことと決しました。それでは、ただちに同君の説明を求めます。

参議院議員小林英三君。
○小林参議院炭料工業委員會代理。ただ今委員長の御指名によりまして参議院法の一部を改正する法律案につきまして、参議院におきます修正案の發議者として、また同時に参議院炭料工業委員會の代理者として、参議院において修正部分の説明及びその理由につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

この修正案の廣義の理由をいたしまして、わが國は終戦後新憲法の制定によりまして、平和國家文化國家としての再建途上にあるのでありまして、すなわち文化國家として産業の再興をいたすには、國內におきまして優秀なる、また偉大なる發明考案が續々と出てまいるように指導せられなければならぬのであります。それには國家が十分なる予算を計上して、發明の奨励と助長に當るべきであるにもかかわらず、本年度の予算によりまして、發明奨励の機關である發明協會に對する補助金は百五十万円であつて、これを昔の金で申しますと、いづれも一万円そこ／＼の金額であつて、何もできません。われ／＼國會といたしましては、發明考案に對する政府の認識を

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように取り扱うことと決しました。それでは、ただちに同君の説明を求めます。

是正して、積極的に今後この方面に力を注ぐようにいたさなければ相成らぬと考へるのであります。またこれと同時に消極面といひましたは、工業所有權すなわち特許權であるとか、実用新案權であるというような權利を擁護して、工業技術發展を促すこともまた發明奨励の一環であると共に存じます。そこでこの修正案も大局的には果はこの趣旨に基いていたしたものであります。ただいまから修正案の全文について御説明を申し上げたいと存じます。

御承知のごとく弁理士法の第九條に

審決又は抗告審判請求審判下の決定に對する訴は東京高等裁判所の專屬管轄とするのとありまして、なおその本項には審判又は抗告審判を請求すべきことを得べき事項に關する訴は抗告審判の起すことを得ずとあるのではありません。すなわち修正案はこの第二十八條ノ二に規定する訴訟の場合において、弁理士も弁護士と同様に訴訟代理の一人となることができる途を開いたものでありまして、ただいまからその理由の大略を申し述べたいと存じます。

切要當にして迅速なる裁判ができることに相なる大務であります。

理由の第二といひましては、現行制度によりますと、特許事件については特許局においては特許、実用新案その他の出願者がその出願の拒絶査定に異議がある場合には、その際抗告裁判をやり、また権利の確認無効その他の裁判に敗れば、抗告裁判を提起したのでありますが、これらの二つの審議を通じて、何れも弁理士がこれを代理するものであります。これら抗告裁判に對

には、むしろ弁護士を代理人とすることが筋道であると思ふのであります。況んや民事訴訟法第七十九條によりまして、弁護士以外の者といえども、法令により裁判上の行爲をなすことを得る代理人の規定もあり、またその但し書には、裁判所の許可を得て、代理人たることができる規定さえあるのであります。また特許法第十六條には外國人についての代理人は民事訴訟に於いても本人を代理すること、工業所有權に関するものでありして、工業所有權に関するものにつき専断家である弁

あるが、弁理士の訴訟技術等について欠くるなきやを一言せられたのであります。また参議院の議員のうち弁理士を榮とせられる方々の中には、弁理士は決廷職務あるいは訴訟技術に不馴れであるかのごとき意見を述べた方もあつたのであります。私はいかぬことは一般の民事訴訟の場合であつて、特許法第百二十八條の二の場合におけるがごとく、特許権等に限られた訴訟について、あくまでも技術内容を客とする事実審であるから、この場合弁理士こそが技術審や訴訟技術はむしろ優

は「辯理士」の特許、實用新案、意匠又は商標ニ関スル事項ニ付裁判所ニ於テ當事者又は訴訟代理人ト共ニ出頭シ陳述ヲ爲セコトヲ得、其ノ陳述ハ當事者又は訴訟代理人カ直ニ之ヲ取消シ又ハ更正セザルトキハ自ラ之ヲ爲サルモノト看做ス

理由の第一といひましたは、特許の事件は高度の技術的問題を内容とするものでありますから、これを取捨するものでありますから、これを取捨するにあたりましては技術的の専門的知識を必要とするのであります。従来法によりますと、特許の事件につき審判院においては法律家のみで事案を

れ、特許後発者百一十八餘の二に達し、東京高等裁判所に出訴して、いよいよ事件が裁判所に所属すると、弁理士の手を離れて弁理士が新たに訴訟代理人となることになっているのである。しかし裁判の結果、原告発明の密決が取り消される場合は、特許局に提出された発明と被告発明とが同一であるといふ

第四の理由としたしましては、かかれば、訴訟においては代理人を設けんとするものとして、当然と言わなければならないのであります。

第五の理由としては、かかれば、訴訟においては代理人を設けんとするものとして、当然と言わなければならないのであります。

位である」と認情いたしましたのであります。いずれにいたしましても参議院におきましては、本修正案は委員各位の慎重なる御査議と御理解によりまして、大多數をもつて飲工業委員会を通じて、清場一致をもつて本会議を通過いたしました次第であります。何とぞ蒙

前項ノ規定ニ依リ帝國臣民ニ非サル
辨理士出頭シ陳述ヲ爲サントスルト
キハ裁判所ノ許可ヲ受クヘシ」とある
のでありまして、修正案は以上第九條
の次に、さらに第九條ノ二という條項
を加へんとするものでありまして、す
なわち「弁理士ハ特許法第百二十八條

取扱はなかつたのであります。これ具體的に申し上げますと、從來大審におきましては被控の問題については、特許局の判定を前提としたしまして、ただ前審が事実の認定をあやまてはいなかつたか、審理が不盡ではなかつたか、また法の適用に誤りではなかつたか、といった点に過ぎません。

審判及び審決をいたすのであります。それ、この事件は再び弁護士の手を借りて弁護士がその取り扱ふこととなるのであります。すなわち事件が同で継続しているにかかわらず、代理は弁護士から弁護士へ、また弁護士と弁護士と、たゞ／＼異なることとす

あるのでありまして、この意味からしても弁理士を代理人とすることが公認と考へるのであります。

以上、本修正案の大意を申し述べたのであります。要するに本修正案は一般の民事訴訟の場合でなく、單に特許法に基く權利等の抗告審判の審決に

院の委員会におかれましては、十分慎重審議いたされまして、わが國における發明考案奨励と工業所有権保護のために、本修正案に対する御理解あられんことを御願ひいたしまして、提案者としての説明を終る次第でございます。

ノ二並ニ實用新案法第二十六條、舊法第二十五條及ビ商標法第二十四條ノ規定ニヨリ準用スル特許法第二百二十八條ノ二規定ナル訴訟ニ關シテ訴訟代
理人タルコトヲ得
前條第二項ノ規定ハ前項ノ訴訟代
理人ニ付テ準用スル」という條項を加

つたが、此等とは理由に不備はなかつたかといふやうな、いわゆる法律舞臺を假扮つていたために、弁護士のみを訴訟代理人として、弁護士は單に佐人とするの資格のみを認められていたのであります。今圖御承知のごとく裁判制度の改正に伴う特許法の改訂によつて、東京高等裁判所は事

つて、本人の不便はもちろんで、種々
点において不都合を生ずるので、弁
士に一貫して事件を取り扱はせるこ
が、眞に権利擁護の立場からも正に
当であるとするのであります。

第三の理由といたしましては特許
（美用新案法、意匠法、商標法）は

のこの理と安法民
 に対する場合の、きわめて限られたる所
 域において、権利者擁護の立場からの
 裡士にも許され代理人たるのを聞き
 いという趣旨であるのであります。ま
 お最後に一言附け加えて申し上げた
 と存じますことは、参議院の委員会
 おきましては、委員長は特に政府委

○潮上委員 ただいまの御説明は非常に御懇切で有りがとうございました。ただ一点お伺いいたしますが、参議院におきましては司法委員会との関係はどういうふうにされましたか。この点をお尋ねいたします。

○小林参院幹工務委員長代理 本

るものであります。このことを御承知に説明申し上げますと、御承知のことと先般國會の両院を通過いたしましたる特許法等の一部を改正する法律中の特許法第二百八條ノ二は抗告審判の

審を行うことに相成りますので、接
 触の専門知識を有する弁理士を訴訟
 理人とするのが、権利者である
 人の利益の主張のためにも必要で

代術本
あ
事訴訟法を準用して、立法せられた
別法でありまして、これらについて
弁理士がもつと精通しており、他の
事訴訟法の場合と異り、特許法第百

特許局側の意見をもとての本修正案に対する意見も
されたのでありますが、特許局側
の意見は、本修正案に対しては全
然賛意を表せられ、法務局側の政府委員

微に
政の
の員
は、
委員
院で
委員
を
た
て
る
に
つ
き
ま
し
て
は、
弁
護
士
に
関
係
す
る
こ
ろ
が
深
い
の
で、
司
法
委
員
の
方
々
の
中
で
は
い
ろ
く
の
御
登
見
も
あ
つ
た
よ
う
な
事
情
に
お
り
ま
す
が、
参
議
院
で
は
委
員

としましては、飲工業委員会だけで審査をいたしました。

○伊藤委員長 他に御質疑はありませんか。なければこれにて参議院側の説明は終ります。

この際お諮りいたします。本案に対して特に関心を寄せられ、熱心なる御意見を有せられる司法委員の方々、殿
治長作君、八並武雄君から委員外発言を求められておりますが、發言の時期は委員長において適宜決することとし、以上の方々の委員外發言を許可するに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長において、適當なる時期に以上の方々の委員外發言を許可することといたします。

なお、この際お諮りいたしますが、予備審査のため決算委員会に付託せられておりまする商工省官制の一部を改正する法律案及び工業技術院設置法案は、共に本委員会の所管に属するところでありまして、前者は鉄鋼局設置に關するもので、これは本委員会がつとに審議してまいつたものでありまして、以上の法律案につきまして、決算委員会と連合審査会を開いては如何かという議が出ておりますが、右連合審査会を開くに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、連合審査会を開くに決しました。

本日は、この程度に止め、次回より弁理士法の一部を改正する法律案の質疑に移ります。これにて散會いたします。

午前十一時四十三分散會

第一類第十二号 鉱工業委員会議録 第十号 昭和二十三年六月二十八日

四

昭和二十三年十月二十三日印刷

昭和二十三年十月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局